

注 意 事 項 等

- 1 本書は、特別徴収の個人の市町村民税・道府県民税・住民税・森林環境税・国税を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した場合は、提出期限は、該当の従業員等の異動があつた月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2 機械読み取りを行う場合がありますので、大枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。詳しくは、市町村へお問い合わせください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

8

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

整理番号

市町村長 令和 年 月 日 提出		所在地 〒		給与 (特別徴収義務者)		課税 氏名 電話番号 内線		7年度 特別徴収 指定番号 宛名 番号		8年度 特別徴収 指定番号 宛名 番号	
フリガナ		新姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額 (ア) - (イ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異動年月日	
氏名		姓		円		円		円		令和 年 月 日	
生年月日		元号		1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成		年		月		日	
個人番号		1月1日現在		異動後		円		円		円	
住所		フリガナ		法人番号		※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。		異動後の未徴収税額の徴収方法	
1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他		番号を記入		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付)		円		円		円	

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)		〒		特別徴収指定番号		担当氏名 電話番号		新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
フリガナ		法人番号		※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
住所		円		円		円		番号を記入 1 必要 2 不要	

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入		1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があつたため。		徴収予定額 (ウ)と同額)を 右欄に記入		円		左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。	
←		2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。							

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入		異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。	
←		1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。	

旧 特別 徴収 処理 欄	7年度	月分以降の 月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	8年度	月分以降の 月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市 町 村 処 理 欄	A	B	C	D	E	F
	G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。